令和６年度：環境騒音調査結果

一般地域の調査結果

住所	測定日	環境基準類型	騒音規制法区分	騒音レベル（単位：デシベル）					
				測定値		環境基準値		評価	
				昼	夜	昼	夜	昼	夜
千種1010	2024年7月18日〜2024年7月19日	A類型	第2種	39	36	55	45	○	○
千種134-1	2024年5月14日〜2024年5月15日	B類型	第2種	54	41	55	45	○	○
千種1156-1	2024年8月1日〜2024年8月2日	C類型	第3種	51	43	60	50	○	○
梅津2314-1	2024年7月5日〜2024年7月6日	B類型	第2種	47	44	55	45	○	○
加茂歌代235-13	2024年6月21日〜2024年6月22日	C類型	第3種	47	40	60	50	○	○
中原388-1	2024年5月22日〜2024年5月23日	B類型	第2種	47	41	55	45	○	○
下長木380-3	2024年5月23日〜2024年5月24日	C類型	第3種	38	35	60	50	○	○
畑野1000	2024年6月10日〜2024年6月11日	-	-	45	36	60	50	○	○
吉岡947-1	2024年5月29日〜2024年5月30日	-	第2種	45	42	55	45	○	○
真野新町540-1	2024年5月31日〜2024年6月1日	-	第3種	55	57	60	50	○	×
環境基準値超過地点数								0	1

・「昼」は午前6時〜午後10時、「夜」は午後10時〜翌午前6時。

・「○」印は環境基準を達成している地域、「×」印は環境基準を超過している地域。

道路に面する地域の調査結果

住所	測定日	車線数	環境基準類型	騒音規制法区分	騒音レベル（単位：デシベル）						備考
					測定値		環境基準値		評価		
					昼	夜	昼	夜	昼	夜	
千種1014-1	2024年7月31日〜2024年8月1日	2	A類型	第2種	52	43	60	55	○	○	市道千種2号線
千種264	2024年6月13日〜2024年6月14日	2	B類型	第2種	63	50	65	60	○	○	市道中興120号線
千種丙202-1	2024年5月21日〜2024年5月22日	2	C類型幹線交通	第3種	67	59	70	65	○	○	国道350号線
梅津2343-1	2024年7月4日〜2024年7月5日	2	B類型	第2種	56	45	65	60	○	○	市道加茂幹線4号線
両津湊198	2024年6月20日〜2024年6月21日	2	C類型幹線交通	第3種	58	46	70	65	○	○	主要地方道両津・真野・赤泊線
相川栄町2-1	2024年7月11日〜2024年7月12日	2	-	第3種	54	42	70	65	○	○	主要地方道佐渡一周線
八幡2002	2024年6月3日〜2024年6月4日	2	C類型幹線交通	第3種	62	50	70	65	○	○	国道350号線
窪田814	2024年6月6日〜2024年6月7日	2	B類型幹線交通	第2種	65	55	70	65	○	○	主要地方道佐渡一周線
八幡1868-甲	2024年6月4日〜2024年6月5日	2	C類型幹線交通	第3種	60	49	70	65	○	○	国道350号線
八幡2037-19	2024年6月5日〜2024年6月6日	2	C類型幹線交通	第4種	62	49	70	65	○	○	県道辰巳・中興線
新穂瓜生屋490	2024年6月12日〜2024年6月13日	2	-	-	57	49	70	65	○	○	主要地方道両津・真野・赤泊線
畑野甲533	2024年5月24日〜2024年5月25日	2	-	-	57	48	70	65	○	○	主要地方道両津・真野・赤泊線
畑野甲340-1	2024年6月11日〜2024年6月12日	2	-	-	59	51	70	65	○	○	県道多田・皆川・金井線
吉岡947-3	2024年5月30日〜2024年5月31日	2	-	第2種	56	48	70	65	○	○	主要地方道両津・真野・赤泊線
真野新町293	2024年6月17日〜2024年6月18日	2	-	第3種	56	48	70	65	○	○	国道350号線
小木町884	2024年10月31日〜2024年11月1日	1	-	-	49	37	70	65	○	○	国道350号線
羽茂上山田1133	2024年10月21日〜2024年10月22日	2	-	-	62	48	70	65	○	○	国道350号線
徳和6154	2024年11月13日〜2024年11月14日	2	-	-	55	42	70	65	○	○	主要地方道佐渡一周線
環境基準値超過地点数									0	0	

・「昼」は午前6時〜午後10時、「夜」は午後10時〜翌午前6時。

・「○」印は環境基準を達成している地域、「×」印は環境基準を超過している地域。

環境基準値と評価基準

環境基準の地域類型が指定がなく騒音規制法による規制地域が指定されている地点については、第1種にはA類型の、第2種にはB類型の、第3種にはC類型の基準値をそれぞれ当てはめて評価しています（下記表参照）。また、環境基準の地域類型が指定がなく騒音規制法による規制地域も指定されていない地点の騒音レベルの判定は、一般地域、道路に面する地域ともに、その地域を検討し類型を当てはめて評価しています。単位はいずれもdB（デシベル）です。

環境基準値

時間帯	一般地域			道路に面する地域			
	A	B	C	A	B	C	幹線道路
昼間（午前6時～午後10時）	55	55	60	60	65	65	70
夜間（午後10時～午前6時）	45	45	50	55	60	60	65

騒音の目安（例）

「騒音」の基準は、それを聞く人の主観や体調などによって異なります。一応の目安として下記の例を参考にしてください。

20デシベル

木の葉がふれあう音、置時計（前方1メートル）の秒針の音

30デシベル

深夜の郊外、ささやき声

40デシベル

図書館、昼の静かな住宅地

50デシベル

静かな事務所

60デシベル

静かな乗用車、普通の会話

70デシベル

電車のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭

80デシベル

地下鉄の車内